

# ライフ&マネープラン

## 【出産・育児にかかる費用】

このコーナーでは、人生のさまざまな転機で役に立つ、生活設計におけるマネープランをご  
紹介します。仕事や家事で忙しい毎日を過ごされている皆さんも、時間をみつけて、将来を  
見据えたマネープランを検討してみてください。今回は新しい家族を迎えるのに必要な費用、  
出産や育児にかかる費用について取り上げます。妊娠から出産、小学校入学までどれくらい  
のお金がかかるかを把握し、出産・育児費用の準備について考えてみましょう。

### 妊娠・出産にかかる費用

病院などで妊娠が確認されると、胎児の成長  
と妊婦の健康状態を確認するため定期的に健診  
を受けることとなります。無料で発行される母  
子手帳をもらい、初期～中期までは月1回程度  
の妊婦健診を受けます。その後、2週間に1回  
程度、臨月には週1回程度の定期的健診を受け  
ます。

妊婦健診にかかる費用は、病院や検査内容に  
よって1回5000円～1万円程度が必要とな  
ります。なお、妊娠は病気ではないため健康保  
険の適用はありません。妊娠中、自己負担とな  
る費用は、無料の範囲を超えて受ける健診費用

と、通院のための交通費、その他任意で受ける  
検査費用などと考えておくといでしょう。  
さて、臨月を迎えいよいよ出産となります。

出産にかかる費用はどのくらいでしょうか。地

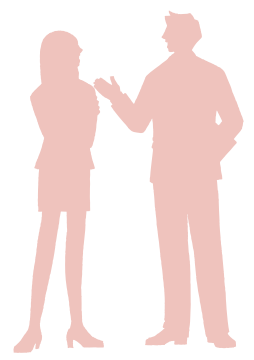
平均的な出産費用	
専用請求書項目	平均値(円)
入院料	108,350
室料差額	14,198
分娩料	221,976
新生児管理保育料	50,794
検査・薬剤料	11,478
処置・手当料	13,065
産科医療補償制度	29,647
その他	24,119

※正常分娩に係る、直接支払制度による平成22年  
8月に各都道府県国保連に申請された専用請求書  
53,192件を集計。  
厚生労働省保険局「出産育児一時金制度につ  
いて」(平成22年10月13日)から抜粋。

域や病院によっても異なりますが、厚生労働省  
の調査(平成22年)では全国平均で約  
47万4000円です。この金額には、入院費、  
分娩費、室料差額などが含まれています。著名  
な病院での出産いわゆる「ブランド出産」では  
さらに高額の出産費用が必要となり、個室代な  
ど「差額ベッド代」が別途必要となる場合もあ  
りますのであくまで目安と考えましょう。なお、  
出産も病気ではないため、正常分娩の場合は健  
康保険は適用されません。

### 出産育児一時金について

このように妊娠・出産は基本的に全額自己負  
担となりますが、「出産育児一時金」という制度



を利用することにより、一定額の補助が得られます。

これは健康保険や国民健康保険の被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため一定の金額が支給される制度です。支給額は子ども1人につき42万円（在胎週数が22週未満で「産科医療補償制度」の加算の対象にならない出産の場合は39万円）です。死産や流産の場合でも妊娠85日以上であれば「出産育児一時金」の支給が受けられます。勤務先の健康保険によって、あるいは住んでいる地域の自治体によっては、付加給付がある場合もあります。

なお、出産育児一時金が直接医療機関等へ支給される「直接支払制度」を利用すると、退院時に窓口で出産費用の全額を用意する必要がありません。

## 子育ての費用

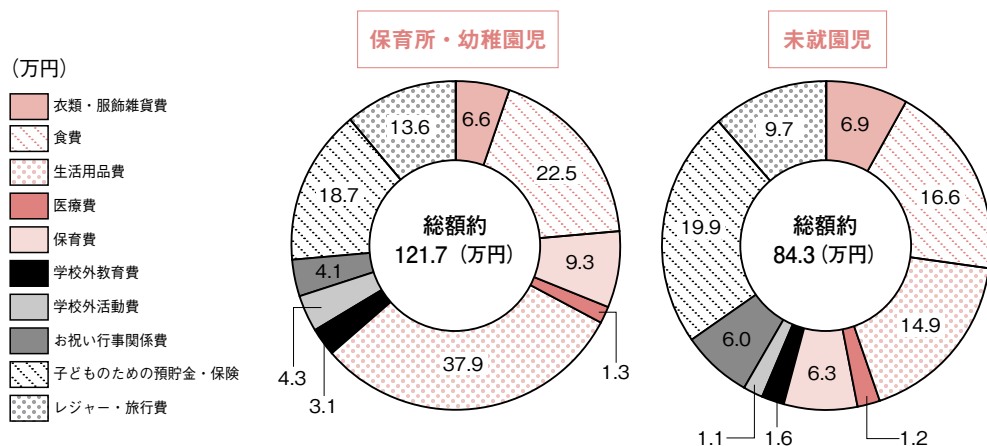
では、子育てにはどれくらいの費用がかかるのでしょうか。

内閣府の「平成21年度インターネットによる子育て費用に関する調査」によると、未就学児の一人当たりの年間子育て費用の総額は104万3535円となっています。未就園児は一人当たり84万3225円、保育所・幼稚園児は、一人当たり121万6547円です。その内訳をみると、未就園児では、「子どものための預

貯金・保険」「食費」「生活用品費」などが中心となっていますが、保育所・幼稚園児になると「保育費」が大幅に増加します。

同調査によると、「保育費」の平均は、1〜2歳で年間10万円台、3歳で20万円台、4〜6歳では30万円台と増えています。

### 第1子一人当たりの年間子育て費用額 未就学児の場合



※子育て費用は第1子の子育てにかかった金額で、上記は対象者全体による平均値

## 保育所と幼稚園の費用

保育所は、厚生労働省が管轄する児童福祉法に基づく児童福祉施設で、入所開始年齢は、自治体などにより異なりますが、小学校入学前までの乳幼児を対象としています。設備や保育士の人数など、国の定めた基準を満たす認可保育所とそれ以外の認可外保育所（無認可保育所）があり、独自の認証制度を導入している自治体もあります。保育費用は、子の年齢と親の収入によって大きく異なることがあります。また、認可保育所については、保育状況等の審査があり、希望すれば誰でも入れるわけではありません。保育所を利用せずに、ベビーシッターや保育ママを依頼する場合には、各サービスの料金が費用となります。幼稚園は文部科学省が管轄する学校教育法に基づく学校の一つで、入園は3歳からとなります。文部科学省の「平成22年度子どもの学習費調査」によると、公立幼稚園の場合の学校教育費（授業料など）は、年間約13万円、私立幼稚園の場合は、年間約36万円となっています（このほか、保育と教育を一体的に行う保育所や幼稚園の中には、「認定こども園」の認定を受けたものもあります）。自治体によっては私立保育所や幼稚園などの保育料や入園料の補助を行っている場合がありますので、自分が住んでいる自治体の補助制度などをよく確認しましょう。

参考資料：文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」、内閣府「平成21年度インターネットによる子育て費用に関する調査」